

※新型コロナウイルス感染拡大の防止のため、一部の相談は電話対応のみとなります。

今月の相談

相談は全て無料です。「要予約」のものは事前の申し込みが必要です。詳しくは、お問い合わせください。

相談名	とき	ところ	予約・その他
法律相談	毎週水曜日(祝日は除く)、午後1時～4時 第1・3水曜日(祝日は除く)、午後1時～4時	市役所1階市民相談室 金剛連絡所	要予約(内線182)、定員6人(第4水曜日は12人) ※1年間で1回利用可。
市民相談	月～金曜日(祝日は除く)、午前9時～午後5時30分 毎週水曜日(祝日は除く)、午後1時～4時	市役所1階7番窓口 金剛連絡所	電話相談も可(内線182、185) 事前予約、電話相談も可(☎(29)1401)
行政相談	16(木)、午後1時～4時	市役所1階市民相談室	国への要望や苦情などを行政相談委員に相談
司法書士相談	21(火)、午後1時～4時	市役所1階市民相談室	要予約(内線182)、定員6人 ※1年間で1回利用可。
人権なんでも相談	31(金)、午後1時～4時	市役所1階市民相談室	当日電話相談も可(内線187)、人権擁護委員による相談 問い合わせ(内線472)
女性の悩み相談	①7(火)、午前9時30分～午後0時30分、午後1時30分～3時30分、②9(木)、午前10時30分～午後0時30分、午後1時30分～3時30分、③18(土)、午前9時30分～11時30分	すばるホール3階 男女共同参画センター	電話相談も可、要予約(内線474)、女性カウンセラーによる相談、定員①は5人、②は4人、③は2人
人権相談	月～金曜日(祝日は除く)、 午前9時～午後5時	市人権協議会 (人権文化センター内)	事前予約、電話相談も可(☎(24)3700)
生活相談	月～金曜日(祝日は除く)、 午前9時～午後5時	市人権協議会 (人権文化センター内)	事前予約、電話相談も可(☎(24)3700)
保育士による育児相談	第2・4月曜日(祝日は除く)、 午後1時～3時	レインボーホール (市民会館)2階	要予約(☎(26)1233)、定員3組
ひとり親家庭相談	月～金曜日(祝日は除く)、 午前9時～午後5時30分	市役所2階子ども未来室	要予約、電話相談も可(内線204)
家庭児童相談	月～金曜日(祝日は除く)、 午前9時～午後5時30分	市役所2階子ども未来室	電話相談も可(内線206～208、279)
発達相談	月～金曜日(祝日は除く)、 午前9時～午後5時15分	市役所2階子ども未来室	要予約、電話相談も可(内線206、279)
子育て相談	月～金曜日(祝日は除く)、 午前9時～午後5時	児童館	電話相談のみ(☎(25)0666)
健康相談	月～金曜日(祝日は除く)、 午前9時～午後5時30分	保健センター	要予約(☎(28)5520)、生活習慣病や栄養・禁煙などについての相談
福祉なんでも相談	月～金曜日(祝日は除く)、 午前9時～午後5時30分	総合福祉会館、かがりの郷、 市役所2階23番窓口	コミュニティソーシャルワーカーによる福祉に関するあらゆる相談
自立支援相談	月～金曜日(祝日は除く)、 午前9時～午後5時30分	市役所2階23番窓口	電話相談も可(内線274)
市民公益活動相談	月～金曜日(祝日は除く)、 午前9時～午後9時	市民公益活動支援センター	要予約(☎(26)7887) ※事前予約により土・日曜日、祝日の相談も可。
農業相談	6(月)、8/5(木)、午後1時～3時	市役所4階農業委員会	事前予約も可(内線431)
商工相談	月～金曜日(祝日は除く)、 午前9時～午後5時15分	商工会館2階	経営指導員などによる相談(☎(25)1101)
商工法律相談	14(火)、午後2時～4時	商工会館2階	要予約(☎(25)1101)
日本政策金融公庫相談	8(木)、午後1時30分～3時30分	商工会館2階	要予約(☎(25)1101)
税理士による税務相談	10(金)、午後2時～4時	商工会館2階	要予約(☎(25)1101)
消費生活相談	月～金曜日(祝日は除く)、 午前9時～正午、午後1時～4時	消費生活センター (市役所1階市民相談室横)	電話相談のみ(内線186)、専門相談員による相談、 消費者ホットライン(☎(局番なし)188)
就労支援相談	月～金曜日(祝日は除く)、 午前9時～午後5時	市就労支援センター (人権文化センター内)	就労支援コーディネーターによる雇用・就労についての相談 問い合わせ 市人権協議会(☎(24)3700)
お出かけ就労支援相談	28(火)、午後1時30分～4時	市役所4階A会議室	就労支援コーディネーターによる雇用・就労についての相談 問い合わせ 市人権協議会(☎(24)3700)
若者の就労相談	15(木)、午後1時～4時	市役所4階A会議室	要予約、南河内地域若者サポートステーション(☎(26)9441)
労働相談	9(木)、午後6時～8時	市役所地下904会議室	当日電話相談も可(内線187)、社会保険労務士による相談 ※予約優先(相談日の1週間前までの予約により通訳付きの労働相談も可)。問い合わせ(内線481)
障がい者就業・生活相談	20(月)、午後2時～5時	市役所1階市民相談室	当日電話相談も可(内線199)、専門相談員による相談 (就職のあっせんはしません) 問い合わせ(内線481)
引きこもり相談	30(木)、午後1時～2時30分、 2時30分～4時	トピック Toopic(きらめき創造館)	要予約(☎(26)8056)、定員各1人、カウンセラーによる相談
進路相談(奨学金)	月～金曜日(祝日は除く)、 午前9時～午後5時30分	市役所3階教育指導室	当日電話相談も可(内線364)、水曜日は専門相談員による相談
もの忘れ医療介護相談	1(木)、15(木)、8/5(木)、午後1時30分～2時、 2時15分～2時45分	市役所5階 介護認定審査会室	要予約(内線196)、定員各1組、認知症サポート医、 ぼんわかセンター専門職による相談



上下水道

水道の漏水発見にご協力を

市内の道路などで、しばらく雨が降っていないのに「湿っている」または「水が流れている」場合は、地下に埋設している水道管から漏水している可能性があります。

そのような場所を発見された場合は、お手数をお掛けしますが、水道工務課へ連絡をお願いします。

問い合わせ 水道工務課(内線257,295)

水道管の入れ替え工事にご協力を

本市では、災害時でも安全・安心な水道水を市民の皆さんに届けるため、古くなった水道管や災害時に重要な拠点となる病院などにつながる水道管を優先的に、高い耐震性能のある水道管(耐震管)へ入れ替える工事を実施しています。

工事中は、断水や濁り水などが発生することがあります。また、交通規制や振動、騒音などで、ご迷惑をお掛けしますが、災害時に皆さんの生活を守るための工事になりますので、ご理解とご協力をお願いします。

問い合わせ 水道工務課(内線252,256)



講座・催し

今から取り組もう！ 転倒予防体操講座

転倒は子どもから大人までありえることです。同講座では、つまずいたり、転んだりしないためのトレーニング方法や、転んでしまったときに自分で起き上がるためのトレーニング方法を紹介します。

とき 7月20日(月)、午後2時～3時

ところ レインボーホール(市民会館)

定員 20人 **参加費** 500円

持ち物 上靴、フェイスタオル、飲み物
※動きやすい服装で参加してください。

申し込み 7月6日(月)～、同ホールへ(申し込み先着順、電話申し込み可)

笑顔はつつ教室

高齢期をいきいきと健康に過ごすために必要な介護予防の知識を学ぶ継続的な講座です。毎月第2・4火曜日に開催しています。

とき 7月14日(火)、28日(火)、午後1時30分～3時

ところ かがりの郷

対象者 65歳以上の人

定員 各10人(当日、直接会場へ)

参加費 無料 **持ち物** 飲み物、上靴

問い合わせ かがりの郷

認知症介護家族の交流会

とき 7月22日(水)、午後1時30分～3時30分 **ところ** 金剛公民館

内容 懐メロ体操でリフレッシュ、情報交換会

対象者 市内在住で認知症の人を介護している家族(認知症の人が市内在住の場合も可) ※認知症の人もぜひ一緒に参加してください。

定員 20人 **参加費** 無料

申し込み 7月6日(月)～20日(月)に、高齢介護課(内線196)へ(申し込み先着順)

市民後見人講演会～市民後見人養成講座オリエンテーション～

とき ①7月27日(月)、②8月1日(出)、③8日(出)、午後2時30分～4時30分

ところ ①③大阪社会福祉指導センター(大阪市中央区中寺一丁目1の54)、②岸和田市立福祉総合センター(岸和田市野田町一丁目5の5)

内容 講演「成年後見制度の概要」、市民後見人活動の紹介、市民後見人養成講座についての説明など

参加費 無料

※定員や申し込み方法など詳しくは、お問い合わせください。

問い合わせ 府社会福祉協議会権利擁護推進室(☎06(6764)7760・FAX06(6764)7811)へ

※同オリエンテーションはどなたでも参加できますが、8月より実施する市民後見人養成講座の対象は、満25歳以上70歳未満の人です。また、この講座を受講するには同オリエンテーションへの参加が必要です。

けあばる高齢からだ塾

高齢になれば誰もが身体の衰えや病気の行方が気になります。体力や気力、病気の状態など身体のことについて一緒に学んでみませんか。

とき 7月29日(水)、午後2時～3時30分

ところ けあばる

内容 荒木 良彦さん(管理医師)による講演「からだの衰え(フレイル)を知ろう」、フレイル予防体操

定員 15人(当日、直接会場へ)

参加費 無料

問い合わせ 介護老人保健施設けあばる(☎(28)8666)



募集

府警察官(巡査)採用試験

第1次選考 9月19日(出)

受付期間 7月1日(水)～

応募資格 18歳以上33歳以下の人

※選考方法により申し込み方法や締切日が異なります。詳しくは、府警察ウェブサイト(<https://www.police.pref.osakalg.jp/>)をご覧ください。

問い合わせ 府警察官採用センター(☎0120(370)314)

航空学生などの募集

●**航空学生**(各種航空機のパイロット等の養成)

応募資格 日本国籍を有する高卒者または高専3年修了者(いずれも見込み含む)で、海上自衛隊は18歳以上23歳未満、航空自衛隊は18歳以上21歳未満の人

●**一般曹候補生**(非任期制。陸・海・空各部隊の中核となる「曹」の養成)

応募資格 日本国籍を有する18歳以上33歳未満の人

●**自衛官候補生**(任期制。入隊3カ月に2等陸・海・空士に任用)

応募資格 日本国籍を有する18歳以上33歳未満の人

受付期間 7月1日(水)～9月10日(木)

※自衛官候補生は年間を通じて受け付けています。

問い合わせ 自衛隊富田林地域事務所(☎(24)3799・FAX(24)3999)



国民年金

国民年金保険料の納付が困難な場合は免除制度のご利用を

経済的な理由などで、国民年金保険料の納付が困難な場合、申請して承認されると保険料の「一部」「全額」の納付が免除または猶予されることがあります。

免除などの期間 申請月の2年1カ月前から翌年6月まで

※保険料全額免除または納付猶予（一部納付は除く）を承認された人が、申請時に翌年度以降も申請することをあらかじめ希望された場合、翌年度以降は改めて申請しなくても継続して申請があったものとして自動的に審査します。

※離職などにより承認された人は、毎年申請が必要です。

受給資格 免除、納付猶予をされた期間は、年金を受けるための受給資格期間に算入されます

※一部免除の場合は、決定された額を納付しなければ未納期間となります。

申請に必要なもの 年金手帳、印鑑
※失業された人は、失業を確認できる雇用保険受給資格者証や雇用保険被保険者離職票など、公的機関の証明書などがが必要です。

問い合わせ 天王寺年金事務所〔☎06(6772)7531〕、保険年金課（内線153、154）

今月は固定資産税・都市計画税の第2期分の納期です

納付には便利な口座振替のご利用を！

市税納付書に記載の金融機関・コンビニエンスストア・モバイルレジ（インターネットバンキングによる支払い）で納付期限までに納めてください。口座振替は、市税取扱金融機関での手続きの他、収納管理課や金剛連絡所で手続きをすることもできます（ペイジー口座振替受付サービス）。手続きに必要な持ち物や対応している金融機関など詳しくは、収納管理課（内線122）へお問い合わせください。

◆固定資産税 都市計画税		◆市・府民税		◆軽自動車税 （種別割）	
第1期	5月	第1期	6月	全期	5月
第2期	7月	第2期	8月	※同一名義で登録されている全台数の振替になります。	
第3期	9月	第3期	10月		
第4期	12月	第4期	1月		



税

住宅を耐震・バリアフリー・省エネ改修すると固定資産税が減額されます

住宅を耐震改修、バリアフリー改修、省エネ改修（熱損失防止改修）し、一定の要件に適合する場合は改修後一定期間、固定資産税が減額されますので申告してください。

対象となる改修工事の内容や申告手続き、添付書類など詳しくは、お問い合わせください。

問い合わせ 課税課（内線113～115）



上下水道

水道メーターの取り替えにご理解とご協力を

水道メーターは、計量法により使用有効期間が8年と定められているため、本市では有効期限が迫った水道メーター（私設の参考メーターは除く）を順次取り替えています。

メーター交換を予定しているお宅には、事前に「お知らせチラシ」を配布しますのでご協力をお願いします。

●取り替えに際してのお願い

- ・メーターボックスの上に車や物を置かないでください。
- ・メーター交換のときは15分～30分程度、水を止めさせていただきますのでご了承ください。
- ・交換後、水が白く濁る場合がありますが、空気が混入しているだけです。少し水を出していただければ解消します。

メーター交換は無料となっていますので代金をいただくことはありません。

なお、委託業者は水道工務課発行の身分証明書を携帯していますのでご確認ください。また、塀や擁壁の工事などでメーターの位置を変更する場合は、市指定給水装置工事事業者を通じて、検針しやすい場所に移設してください。

問い合わせ 水道工務課（内線257、295）

上下水道料金のお支払いは口座振替をご利用ください

口座振替を希望される人は「水道使用量のお知らせ」と預（貯）金通帳、通帳の印鑑を持参し、次の取扱金融機関で直接申し込んでください。

取扱金融機関 りそな銀行、三菱UFJ銀行、三井住友銀行、関西みらい銀行、池田泉州銀行、成協信用組合、大阪南農業協同組合、大同信用組合、紀陽銀行、大阪シティ信用金庫、徳島大正銀行、近畿労働金庫、ゆうちょ銀行・郵便局（専用申込用紙）

※口座振替推奨月間として、7～8月の検針時にお知らせなどを投函します。

問い合わせ 水道お客様センター〔☎(20)6400〕

保険料の納付は便利な口座振替で

普通徴収対象者の国民健康保険料・介護保険料・後期高齢者医療保険料は、市から送付する納付書によって保険料取扱金融機関、コンビニエンスストア（後期高齢者医療保険料を除く）、MMK設置店（後期高齢者医療保険料を除く）または市役所で納めていただくことになっています。

保険料のお支払いは、納期限ごとに自動的に指定の預（貯）金口座から引き落としされる口座振替が便利で安心です。

普通徴収の対象者で口座振替を希望される人は、納入通知書と預（貯）金通帳、通帳の印鑑を持参し、保険料取扱金融機関、または国民健康保険料については保険年金課、介護保険料については高齢介護課、後期高齢者医療保険料については福祉医療課で手続きをしてください。

※また、引き落としを希望する口座のキャッシュカード（暗証番号の入力が必要）を市役所または金剛連絡所に持参いただくだけで、簡単に金融機関への口座振替の手続きができる「ペイジー口座振替受付サービス」の取り扱いもしています。対応している金融機関など詳しくは、お問い合わせください。

問い合わせ 保険年金課（内線152、156）、高齢介護課（内線175、176）、福祉医療課（内線158、159）

保健医療
子育て
相談
くらし
ゆとり



国民健康保険

限度額適用認定証などの申請を

国民健康保険に加入している、70歳未満の人および70歳以上75歳未満の現役並み所得者で住民税課税所得が145万円以上690万円未満の人が、入院や外来診療などで医療機関を利用し、窓口での医療費の支払額が自己負担限度額を超えた場合、「限度額適用認定証」を提示することで、窓口での支払額が自己負担限度額までとなります。必要な人は交付申請をしてください。

また、市民税非課税世帯に属する人には、窓口での高額な医療費の支払額が自己負担限度額までとなるとともに、入院時の食事代の一部負担（標準負担額）が減額される「限度額適用・標準負担額減額認定証」を交付しますので、必要な人は申請してください。※すでに「限度額適用認定証」「限度額適用・標準負担額減額認定証」をお持ちの人も、有効期限が7月31日（金）となっていますので更新の手続きが必要です。

申請に必要なもの

- ・国民健康保険証
- ・高齢受給者証（70歳以上75歳未満の人）

- ・入院時の領収書（令和元年8月以降の入院日数が90日を越えている人）
- ・前住所地の市区町村が発行する世帯全員の令和2年度の所得証明書またはマイナンバーの確認ができるもの（令和2年1月2日以後に本市に転入した人）

申し込み 保険年金課（内線151、552）または金剛連絡所へ



福祉

献血にご協力を

とき・ところ 7月5日（日）、午前10時～午後4時＝エコール・ロゼ
※献血を受けていただける条件など詳しくは、お問い合わせください。

問い合わせ 市献血推進協議会（☎(25)8261）

新しい老人医療（一部負担金相当額等一部助成）医療証を送付します

現在、老人医療医療証（水色）をお持ちの人は、7月31日（金）で有効期限が切れます。引き続き該当する人には新しい医療証（黄色）を7月下旬ごろに送付しますので、8月1日（土）からは新しい医療証をお使いください。

問い合わせ 福祉医療課（内線163、164）



介護保険

介護保険料決定通知書を送付します

今年度の住民税が決定されたことを受けて、7月1日付で今年度の介護保険料を決定しましたので、65歳以上の人（第1号被保険者）に「介護保険料決定（更正）通知書兼特別徴収開始通知書」を7月中旬までに送付します。

同通知書には、今年度の年間保険料額を記載しています。今回決定した年間保険料額から、4月に仮決定した保険料額（普通徴収の人は4～6月分、特別徴収の人は4・6・8月分）を差し引いた額を残りの納付月に納めていただきます。

市から送付する納付書で納付する普通徴収の人は取扱金融機関、コンビニエンスストア、MMK設置店または市役所で納入期限内に納めてください。特別徴収の人は、保険料を年金からの天引きにより納めていただきます。

■低所得者の保険料の負担軽減強化

消費税率の引き上げに伴い、低所得者層の負担軽減のため、所得段階が第1段階～第4段階の人の保険料が軽減されています。

詳しくは、決定通知書もしくは決定通知書の同封物をご覧ください。

■保険料の納付が難しいときはご相談を

災害などの特別な事情があると認められたときには、保険料の減免や徴収の猶予が受けられることがありますので、納付が難しいときは、ご相談ください。

問い合わせ 高齢介護課（内線175、176）

新しい介護保険負担割合証を送付します

現在、介護保険負担割合証をお持ちの人は、7月31日（金）で有効期限が切れます。引き続き、要介護などの認定を受けている人に、新しい介護保険負担割合証を7月中に送付しますので、8月1日（土）以降に介護保険サービスをご利用になる場合は、利用している介護サービス事業所などに介護保険被保険者証と一緒に提示してください。

■要介護認定を受けている65歳以上の人（第1号被保険者）の利用者負担割合

本人の合計所得金額	同一世帯の第1号被保険者の年金収入+その他合計所得金額	負担割合
220万円以上	下記以外の場合	3割
	単身で340万円未満（年金収入のみ場合は344万円未満）または、2人以上で463万円未満の場合	2割
220万円未満 160万円以上	下記以外の場合	2割
	単身で280万円未満または、2人以上で346万円未満の場合	1割
160万円未満		1割

問い合わせ 高齢介護課（内線177、179）

介護保険施設に入所（ショートステイ含む）する人へ

介護保険施設（特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設）への入所・入院、ショートステイにかかる食事代、居住費（滞在費）は保険給付の対象外ですが、所得状況によっては負担の軽減（補足給付）を受けることができます。

介護保険施設を利用する予定があり、要件に該当する人は高齢介護課へ申請してください。更新対象者には、6月中に申請書を送付しています。

対象者 住民税非課税世帯に属し、次の要件を全て満たす人

- ・本人および配偶者の預貯金などが単身で1000万円以下、夫婦で2000万円以下である人

・配偶者が住民税非課税の人

持ち物 印鑑、預貯金などが確認できる通帳などの写し（配偶者分も含む）
※適用開始日は申請月の初日からです。
※非課税年金（遺族年金や障がい年金など）も収入として勘案されます。

問い合わせ 高齢介護課（内線177、179）